

就労相談・支援の経験（ハローワーク等）がある方歓迎！

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 自立生活支援専門員募集要項

本会が区から委託を受けている「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」で、生活困窮者の自立に向けた相談及び支援業務と一緒に担っていただける方を募集します。

1 採用予定職種

自立生活支援専門員

2 採用予定人数

1名

3 応募資格

次の（１）～（３）の要件をすべて満たす方

- （１）福祉の相談業務、または就労支援業務を行う機関・団体での実務経験を１年以上有する
- （２）次の①～③のうち、いずれかの要件に該当する
 - ①社会福祉士、精神保健福祉士、その他福祉に関する国家資格を有する
 - ②キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナー２級のいずれかの資格を有する
 - ③生活困窮者に関係する団体での相談業務の実務経験または生活保護に関する相談業務の実務経験がある
- （３）パソコン操作（ワード、エクセル等）ができる

4 職務内容

- （１）生活困窮者自立相談支援業務に関すること
- （２）窓口・電話対応・受付業務
- （３）その他、上記に関連する業務

5 勤務地

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター

所在地：世田谷区太子堂４－３－１ STKハイツ３階

6 雇用条件等

- （１）雇用期間 １年ごとの契約（初年度は令和５年４月１日～令和６年３月３１日）
- （２）契約更新 雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を４回まで更新可能
- （３）基本給 月額 ２３０,０００円
- （４）各種手当等 本会の規定により、通勤手当（限度額 ５５,０００円/月額）、超過勤務手当を支給する。
※賞与あり（令和３年度実績 ２.７ヵ月分） ※昇給・退職金なし
- （５）勤務時間 午前８時３０分～午後５時１５分（休憩時間１時間、１日７時間４５分）
- （６）勤務日数 月１６日（原則平日、ただし土日祝日の勤務を命ずる場合あり）
- （７）休日 勤務の指定のない日
- （８）休暇 ①有給休暇あり（１５日） ※採用時に付与
②その他夏季休暇等、本会の規定により付与する。

- (9) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(10) 雇止め 65歳

7 採用予定日

令和5年4月1日

8 応募方法

以下の書類を下記の応募締切期限までに、申込先に郵送またはお持ちください。

※ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

(1) 市販の履歴書（応募動機を記入してください。）

*写真貼付。履歴書右上余白に「自立生活支援専門員」とご記入ください。

*実務経験のある機関・団体名を必ず記入してください。

(2) 職務経歴書

(3) 応募資格を証明する登録証等の写し

(4) 課題レポート

テーマ：「生活困窮者自立支援法に定める『生活困窮者』が抱える課題と支援の際に配慮すべき点について」

字数：700字以上800字以内

様式：400字詰原稿用紙 A4 ヨコ書20字×20行

*パソコン等使用の場合、原稿用紙のテンプレートを用いて20字×20行で設定してください。

*題名、氏名は原稿用紙の余白に記入してください。

9 応募締切

令和5年1月24日（火）正午までに必着（持込可）

※応募書類を入れた封筒の表に「自立生活支援専門員応募書類在中」と朱書きのこと

10 選考方法

第一次選考 書類選考

第二次選考 面接【令和5年2月3日（金）・6日（月）のいずれか】

※書類選考の結果通知の際、面接日時等の詳細をご連絡します。

※ご希望の面接時間がある方のみ、その旨を履歴書に記入してください。なお面接日の指定はお受けできません。

11 選考結果

最終結果については、2月中旬頃送付を予定しています。

12 申込先・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 4 階（小田急線「成城学園前」駅徒歩3分）

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当

TEL：03（5429）2200 FAX：03（5429）2204

*問い合わせ時間：月～金（土・日・祝祭・12/29～1/3 休）

午前8時30分～午後5時15分